

犬山市総合教育会議インターネットストリーミングサービス
映像配信実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、犬山市総合教育会議運営要綱(以下「運営要綱」という。)第5条第2項の規定に基づき、犬山市総合教育会議(以下「会議」という。)の映像をインターネットストリーミングサービスを利用して映像配信(以下「映像配信」という。)するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(映像配信の実施)

第2条 会議は、原則として映像配信を行う。ただし、運営要綱第4条ただし書の規定に基づき、会議を公開しないこととした場合には、映像配信を行わないこととする。

(映像配信の種類)

第3条 映像配信の種類は、ライブ配信及び録画配信とする。

(映像配信の期間)

第4条 映像配信の期間は、次のとおりとする。

- (1) ライブ配信 会議の開始から終了まで
- (2) 録画配信 会議の終了後(休憩後を含む。)から映像サービスを提供する事業者の定める保管期限まで

(休憩中の映像配信)

第5条 会議の休憩中は、映像配信をしない。

(傍聴人への周知)

第6条 市長は、会議を傍聴しようとする者にその姿が映像配信される可能性があることを周知しなければならない。

(映像配信の中止)

第7条 会議において、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。)を含む発言があった場合又は発言を取り消すことになった場合は、市長の判断において、速やかに録画配信の全部又は一部の映像配信を中止するも

のとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、映像配信に関し必要な事項は、市長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。